

第2次 笠間市スポーツ推進計画（概要）

第1章 総論

計画の趣旨

国のスポーツ基本法に基づき、市民がいつでもどこでもスポーツに親しむことのできる環境の整備と、主体的、継続的なスポーツ活動の支援、また、地域に根付いたスポーツの振興を目指すため、「笠間市スポーツ推進計画」を改定

計画の位置付け

スポーツ基本法第10条第1項の「地方スポーツ推進計画」として、上位計画の改定に伴い策定（改定）



計画の期間 令和5年度から令和9年度までの5年間

第2章 施策の方針

1. 生涯スポーツの推進【拡充】※本編P8

スポーツのまちとして、本市のイメージアップと認知度向上につなげるため、（一社）笠間スポーツコミッションを核とし、地域経済の活性化に向け「スポーツシティかさま」を推進します。

（1）スポーツに親しめる機会の提供

- ア 誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくり
- イ スポーツ大会の活性化

（2）スポーツ環境の充実と指導者の養成と確保

- ア 指導体制の充実※本編P12
- イ 専門的知識を備えた指導者の養成・確保

◆指導体制を充実させることにより、スポーツ活動への参加意識が向上することから、スポーツ協会やスポーツ少年団などの各競技団体等が、指導者の養成や指導技術の向上を図り、競技を志向した選手がスポーツに専念できる環境づくりを推進する必要があるため、スポーツ指導者の養成と確保をさらに推進します。また、子どもたちの部活動指導者としての活用にもつなげていきます。

【各競技団体などの指導者の質の向上を図り、地域部活動移行の受け皿としての役割を期待・支援】

2. 競技スポーツ・パラスポーツの推進【新規】※本編P14

東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、トップスポーツへの興味・関心が高まり、地域・学校との連携・協働の推進、障がい者スポーツに対する理解促進、ホストタウンとの交流、アーバンスポーツの普及を推進します。

（1）笠間市の特色を活かしたスポーツの推進

- ア 特色あるスポーツの推進
- 合気道の支援、スナッグゴルフの推進、アーバンスポーツ（スケートボード・BMXなど）の普及促進

（2）東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを活かしたスポーツの推進

- ア ホストタウン相手国との交流促進
- ホストタウンとして登録された相手国・地域との人的、経済的、文化的な相互交流事業を推進

（3）世界で活躍できるスポーツ選手の発掘・支援

- プロスポーツ（茨城アストロプラネッツ・茨城BAC KBONEなど）を身近に感じてもらうことにより、スポーツ人口の裾野の拡大を図ります。
- ア 競技力の向上を目指した取組の強化
- イ スポーツ人口の裾野の拡大

（4）パラスポーツの認知度向上

- ア 障がい者アスリートとの交流機会の提供
- イ パラスポーツの啓発を推進
- 茨城アストロプラネッツ車いすソフトボールチームの活動支援、パラスポーツの啓発を推進

3. スポーツ施設の整備充実

（1）スポーツ施設の整備充実と利用拡大

- ア 安心安全なスポーツ施設の計画的な整備と維持管理
- 利用者ニーズや災害時に対応できるように年度毎に適正な修繕予算を確保しながら、安心・安全かつ快適な施設環境が提供できるように努めるとともに、スポーツ施設用地の取得及び整理について検討する必要があります。
- イ 地域の交流の場としての学校体育施設の活用促進

4. スポーツツーリズムの推進【新規】※本編P25

「一般社団法人笠間スポーツコミッション」が創設され、スポーツツーリズムの推進に取り組むことや、地域部活動の移行を推進することにより、スポーツを活用した持続的なまちづくりや地域活性化が期待されています。

（1）スポーツ合宿・大会の誘致・支援

- ア 全国規模のスポーツ大会の誘致
- イ 「する」だけでなく「みる」「ささえる」機会の創出

（2）笠間スポーツコミッションの活動推進

- ア スポーツを通じた持続的なまちづくり